

# 石川県公報

令和7年1月20日(月曜日)

号 外

(第2号)

## 目 次

### 人事委員会

○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

## 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十日

石川県人事委員会

### 石川県人事委員会規則第一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十一欄考以外の部分を次のように改める。

別表第12(第53条の6関係)

初任給調整手当額表

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	50,800
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	47,800
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	44,800
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	41,800
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	38,800
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	35,800
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	32,800
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	29,800
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	26,800
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	23,800
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	20,300
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	16,800
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	13,300
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	9,800
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	6,300
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	

18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200	

図表第11の11欄に於ての額を次のとおり定める。

別表第12の2 (第53条の9の2関係)

初任給調整手当額表

期間の区分	職員の区分	
	2 項 職 員	3 項 職 員
	円	円
1 年 未 満	36,100	35,600
1 年 以 上 2 年 未 満	36,100	33,500
2 年 以 上 3 年 未 満	36,100	31,400
3 年 以 上 4 年 未 満	36,100	29,300
4 年 以 上 5 年 未 満	36,100	27,200
5 年 以 上 6 年 未 満	36,100	25,100
6 年 以 上 7 年 未 満	34,900	23,000
7 年 以 上 8 年 未 満	33,600	20,900
8 年 以 上 9 年 未 満	32,300	18,800
9 年 以 上 10 年 未 満	31,100	16,700
10 年 以 上 11 年 未 満	29,800	14,200
11 年 以 上 12 年 未 満	28,600	11,800
12 年 以 上 13 年 未 満	27,300	9,300
13 年 以 上 14 年 未 満	26,000	6,900
14 年 以 上 15 年 未 満	25,100	4,400
15 年 以 上 16 年 未 満	24,100	
16 年 以 上 17 年 未 満	23,100	
17 年 以 上 18 年 未 満	22,100	
18 年 以 上 19 年 未 満	21,100	
19 年 以 上 20 年 未 満	20,200	
20 年 以 上 21 年 未 満	19,200	
21 年 以 上 22 年 未 満	18,800	
22 年 以 上 23 年 未 満	18,300	

23 年 以 上 24 年 未 満	17,600
24 年 以 上 25 年 未 満	17,200
25 年 以 上 26 年 未 満	16,800
26 年 以 上 27 年 未 満	16,400
27 年 以 上 28 年 未 満	16,000
28 年 以 上 29 年 未 満	15,400
29 年 以 上 30 年 未 満	15,200
30 年 以 上 31 年 未 満	14,900
31 年 以 上 32 年 未 満	14,500
32 年 以 上 33 年 未 満	13,900
33 年 以 上 34 年 未 満	13,200
34 年 以 上 35 年 未 満	12,700

## 附 記

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

